

日の出町イメージキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日の出町イメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）の画像を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「キャラクター」とは、町が定めたイメージキャラクターの基本デザイン及びそのポーズデザイン（別記1）のことをいう。

(使用)

第3条 営利を目的とせず使用する場合は、何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターの使用を認めない。

- (1) 日の出町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業に該当するとき。
- (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長がその使用について不適當であると認めるとき。

(使用承認申請)

第4条 営利を目的としてキャラクターを使用する場合又はキャラクターの立体物若しくは動画を製作する場合には、あらかじめ日の出町イメージキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合は、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- 3 町長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承認をしたときは日の出町イメージキャラクター使用承認書（様式第2号）を、承認しなかったときは日の出町イメージキャラクター使用不承認書（様式第3号）を交付するものとする。

（使用承認期間）

第5条 使用承認期間は、承認日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし、更新を妨げない。

（使用上の遵守事項）

第6条 キャラクターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するデザインは、別記1の基本デザイン及びポーズデザイン集に定めたものとする。
 - (2) 別記1の基本デザイン及びポーズデザイン集に定める色、形等を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。
 - (3) デザインの使用に当たり、別記2の表記（「使用例」参照）を付すること。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。
- 2 キャラクターの使用承認を受けた者は、前項各号の規定に加え、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 承認された用途のみに使用すること。
 - (2) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難である場合については、その形状の分かる写真の提出をもって、物件の提出に代えることができる。
 - (3) 4月から9月分を翌10月末までに、10月から3月分までを翌4月末までに日の出町イメージキャラクター使用商品等販売状況報告書（様式第4号）を提出すること。

（権利設定の禁止）

第7条 キャラクターを使用する者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

（権利義務の譲渡等）

第8条 キャラクターの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(違反等に対する取扱い)

第9条 キャラクターを使用している者（使用承認を受けた者を除く。）が、第6条第1項に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、町長はその使用の差止めを請求し、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者が、第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消すものとする。この場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

(責任の制限)

第10条 使用者が、キャラクターのデザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、日の出町は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。